

東近江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について

東近江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例

東近江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年東近江市条例第 2 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）

第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

（法第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項の条例で定める基準）

第 2 条 法第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項に規定する条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。